



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

177	地籍調査の成果の認証	(地域政策課).....	1
178	〃	(〃).....	2
179	〃	(〃).....	2
180	〃	(〃).....	2
181	〃	(〃).....	3
182	〃	(〃).....	3
183	〃	(〃).....	4
184	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	4
185	大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要	(商工振興課).....	4
186	〃	(〃).....	5
187	日高川土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課).....	6
188	農用地利用配分計画の認可の申請	(経営支援課).....	7
189	〃	(〃).....	7
190	〃	(〃).....	7
191	〃	(〃).....	8
192	保安林の指定施業要件の変更	(森林整備課).....	8
193	特定第2号漁業者の同意成立の届出	(水産振興課).....	9
194	建設業法に基づく営業停止処分	(技術調査課).....	9
195	建設業の許可の取消し	(〃).....	9
196	道路の区域変更	(道路保全課).....	10
197	道路の供用開始	(〃).....	10
198	道路の位置の指定	(都市政策課).....	10
199	〃	(〃).....	11

○ 選挙管理委員会告示

8	最高裁判所裁判官国民審査法施行令の規定により審査に付される裁判官の氏名等の掲示に関する規程（平成12年和歌山県選挙管理委員会告示第32号）の一部改正	11
---	--	-------	----

告 示

和歌山県告示第177号

和歌山県橋本市賢堂・向副・横座の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成29年2月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県橋本市

- 2 調査を行った時期
平成26年4月1日から平成28年8月31日まで
- 3 成果の名称
和歌山県橋本市賢堂・向副・横座の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県橋本市賢堂・向副・横座の各一部地区
- 5 認証年月日
平成29年1月26日

和歌山県告示第178号

和歌山県橋本市向副・賢堂・横座の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成29年2月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県橋本市
- 2 調査を行った時期
平成26年4月1日から平成28年8月31日まで
- 3 成果の名称
和歌山県橋本市向副・賢堂・横座の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県橋本市向副・賢堂・横座の各一部地区
- 5 認証年月日
平成29年1月26日

和歌山県告示第179号

和歌山県伊都郡九度山町大字北又の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成29年2月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡九度山町
- 2 調査を行った時期
平成26年4月1日から平成28年3月17日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡九度山町大字北又の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡九度山町大字北又の一部地区
- 5 認証年月日
平成29年1月26日

和歌山県告示第180号

和歌山県伊都郡九度山町大字中古沢の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律

第180号) 第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成29年2月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡九度山町
- 2 調査を行った時期
平成26年4月1日から平成28年3月18日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡九度山町大字中古沢の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡九度山町大字中古沢の一部地区
- 5 認証年月日
平成29年1月26日

和歌山県告示第181号

和歌山県有田郡広川町大字広の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成29年2月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡広川町
- 2 調査を行った時期
平成27年4月1日から平成28年11月8日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡広川町大字広の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡広川町大字広の一部地区
- 5 認証年月日
平成29年1月26日

和歌山県告示第182号

和歌山県日高郡美浜町大字三尾の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成29年2月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡美浜町
- 2 調査を行った時期
平成26年4月1日から平成27年9月22日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡美浜町大字三尾の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡美浜町大字三尾の一部地区

5 認証年月日

平成29年1月26日

和歌山県告示第183号

和歌山県田辺市文里二丁目の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成29年2月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県田辺市

2 調査を行った時期

平成25年4月1日から平成28年3月8日まで

3 成果の名称

和歌山県田辺市文里二丁目の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県田辺市文里二丁目の一部地区

5 認証年月日

平成29年1月26日

和歌山県告示第184号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成29年3月31日まで縦覧に供する。

平成29年2月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成29年1月31日

2 名称

特定非営利活動法人みんなで、はーとtoわん

3 代表者の氏名

北山尋唯

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市南出島31-9

5 定款に記載された目的

この法人は、共生・相互扶助・生きがいの創造を理念とし、一般市民に対して、自然とのふれあいや文化や芸術を通して、共に生きる精神を育みながら心身の健康を高め、社会生活・家庭生活・人間関係に於いて、ゆとりある心で生きることを実践し、高齢者には介護支援・自立支援・生きがい創り支援、障害者には自立と就労支援、子ども達の幸せを願い青少年健全育成支援・子育て支援等を行い、又他のNPOや団体との交流や地域の活性化に取り組み、安全で住みよい町づくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第185号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概

要について、同条第3項の規定により公告する。

平成29年2月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ラ・ムー直川店

和歌山県和歌山市直川字舟渡田422番3外

2 意見の対象となった届出に係る告示

平成28年和歌山県告示第1083号

3 意見の概要

(1) 環境面、衛生面、排出量、回収ペースを考慮した廃棄物保管施設を確保してください（生ゴミについては2日分以上を確保できる施設にしてください。）。)

(2) 騒音規制法、振動規制法若しくは和歌山県公害防止条例に基づく特定施設を設置する場合、大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設を設置する場合又は水質汚濁防止法若しくは瀬戸内海環境保全特別措置法に該当する特定施設を設置する場合は、遅滞なく設置届出又は許可申請を行ってください。

(3) 予測結果に反し、等価騒音レベルが環境基準値を超え、近隣住民から苦情の申立てがあれば、対策を検討してください。

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業まちづくり局産業観光部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成29年2月10日から同年3月10日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第186号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成29年2月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コープ中之島店

和歌山県和歌山市中之島字上嶋301-1外

2 意見の対象となった届出に係る告示

平成28年和歌山県告示第1084号

3 意見の概要

(1) 環境面、衛生面、排出量、回収ペースを考慮した廃棄物保管施設を確保してください（生ゴミについては2日分以上を確保できる施設にしてください。）。)

(2) 騒音規制法、振動規制法若しくは和歌山県公害防止条例に基づく特定施設を設置する場合、大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設を設置する場合又は水質汚濁防止法若しくは瀬戸内海環境保全特別措置法に該当する特定施設を設置する場合は、遅滞なく設置届出又は許可申請を行ってください。3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合は、土壤汚染対策法に基づく届出を行ってください。

(3) 予測結果に反し、等価騒音レベルが環境基準値を超え、近隣住民から苦情の申立てがあれば、対策を検討してください。

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業まちづくり局産業観光部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成29年2月10日から同年3月10日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第187号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により日高川土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成29年2月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員（平成29年1月15日退任）

職名	氏名	住所
理事	橋本一男	御坊市湯川町小松原306番地
理事	三木正善	御坊市湯川町丸山681番地1
理事	岡本孝則	御坊市湯川町財部320番地
理事	最明睦夫	御坊市湯川町財部542番地
理事	北岡俊彦	御坊市藪147番地
理事	田端明	日高郡美浜町大字田井380番地
理事	立花正幸	日高郡美浜町大字和田3124番地
理事	塩崎葵	日高郡美浜町大字和田225番地
理事	狩谷健造	日高郡日高川町大字小熊3483番地
理事	阪本準一郎	御坊市藤田町藤井2227番地
理事	中村幸弘	御坊市藤田町吉田131番地
理事	塩路竹雄	御坊市湯川町小松原141番地
理事	松本清造	御坊市島659番地
理事	松本峰生	御坊市島415番地
理事	藤田泰幸	御坊市野口1614番地
理事	出口光宏	御坊市野口1280番地
理事	小森一弘	御坊市野口856番地
監事	岡本宗浩	御坊市湯川町財部131番地
監事	森本末廣	御坊市島266番地
監事	林伸行	御坊市野口163番地

2 就任した役員（平成29年1月16日就任）

職名	氏名	住所
理事	橋本一男	御坊市湯川町小松原306番地
理事	三木正善	御坊市湯川町丸山681番地1
理事	岡本孝則	御坊市湯川町財部320番地
理事	最明睦夫	御坊市湯川町財部542番地
理事	北岡俊彦	御坊市藪147番地
理事	田端明	日高郡美浜町大字田井380番地
理事	立花正幸	日高郡美浜町大字和田3124番地
理事	塩崎葵	日高郡美浜町大字和田225番地
理事	大嶋勝	日高郡日高川町大字小熊3501番地
理事	藤本宏治	御坊市藤田町藤井2248番地

理事	中村幸弘	御坊市藤田町吉田131番地
理事	塩路竹雄	御坊市湯川町小松原141番地
理事	松本清造	御坊市島659番地
理事	松本峰生	御坊市島415番地
理事	藤田泰幸	御坊市野口1614番地
理事	米原哲史	御坊市野口1170番地
理事	小森一弘	御坊市野口856番地
監事	岡本宗浩	御坊市湯川町財部131番地
監事	森本末廣	御坊市島266番地
監事	林伸行	御坊市野口163番地

和歌山県告示第188号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成29年1月27日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び日高振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成29年2月23日まで縦覧に供する。

平成29年2月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第118号-1	日高郡みなべ町東岩代字清水921-1
平成28年度第118号-2	日高郡みなべ町南道字鳥田401
平成28年度第118号-3	日高郡みなべ町熊岡字高原田891外1筆
平成28年度第118号-4	日高郡みなべ町清川字上澗1084-1外6筆
平成28年度第119号-1	日高郡由良町門前字太田坪343-3外1筆
平成28年度第119号-2	日高郡由良町門前字松尾坪165

和歌山県告示第189号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成29年1月27日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び西牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成29年2月23日まで縦覧に供する。

平成29年2月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第120号	西牟婁郡上富田町岡字奥草2012-51

和歌山県告示第190号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成29年1月31日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び日高振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成29年2月23日まで縦覧に供する。

平成29年2月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第121号-1	御坊市湯川町小松原字南早雲坪647-1
平成28年度第121号-2	御坊市藤田町吉田字砂窪271-1
平成28年度第121号-3	御坊市湯川町富安字八ヶ坪1763-1外1筆
平成28年度第121号-4	御坊市湯川町財部字藏柱9
平成28年度第121号-5	御坊市藤田町藤井字灰原1852-2外3筆

和歌山県告示第191号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成29年1月31日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び那賀振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成29年2月23日まで縦覧に供する。

平成29年2月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第122号	岩出市根来字村前511-1

和歌山県告示第192号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年2月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第193号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成29年2月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
由良町漁業協同組合の地区	日高郡由良町神谷に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業	神谷一本釣

和歌山県告示第194号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、次の者について営業停止の処分を決定したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成29年2月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 処分をする年月日 平成29年2月13日

2 処分を受ける者

- (1) 商号 株式会社森浦鉄工所
- (2) 代表者氏名 森浦等
- (3) 主たる営業所の所在地 新宮市緑ヶ丘一丁目4番18号
- (4) 建設業許可番号 和歌山県知事許可（般-28）第13245号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

4 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業の全部

5 期間

平成29年2月13日から同月15日までの3日間

6 処分の原因となった事実

株式会社森浦鉄工所及びその従業員は、その業務に関し廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に違反し、罰金刑に処せられ、その刑が確定している。

このことは、建設業法第28条第1項第3号の規定に該当すると認められる。

和歌山県告示第195号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、次の者について建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成29年2月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 取消年月日 平成29年1月30日

2 取消処分を受けた者

- (1) 商号 削進技研工業株式会社
- (2) 代表者氏名 西芝文夫
- (3) 主たる営業所の所在地 和歌山市北島300番地12
- (4) 建設業許可番号 和歌山県知事許可（般-28）第7529号

3 取消しの原因となった事実

元取締役は、刑法（明治40年法律第45号）第176条に違反し、懲役2年6月執行猶予4年の判決を受け、その刑が確定している。

その事実を伏せて建設業許可の更新申請を行い、許可を受けたことは、建設業法第29条第1項第5号に該当すると認められる。

和歌山県告示第196号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年2月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 那智山勝浦線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡那智勝浦町大字市野々字火打川3034番2地内	旧	13.30 ） 13.60	12.20	
同上	新	13.30 ） 21.60	12.20	

和歌山県告示第197号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年2月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 那智山勝浦線

供用開始の区間 東牟婁郡那智勝浦町大字市野々字火打川3034番2地内

供用開始の期日 平成29年2月10日

和歌山県告示第198号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成29年2月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3375	有田郡有田川町大字下津野 字廣野1900番1の一部	和歌山市黒田17番地の4 I's不動産株式会社 代表取締役 武田雅博	平成 29. 1. 30	5.00	35.00

和歌山県告示第199号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成29年2月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3359	岩出市湯窪字石臼3番の一 部	奈良県五條市田園二丁目2 番地の1 株式会社井上地所 代表取締役 井上數世	平成 29. 1. 31	6.00	43.16

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第8号

最高裁判所裁判官国民審査法施行令の規定により審査に付される裁判官の氏名等の掲示に関する規程（平成12年和歌山県選挙管理委員会告示第32号）の一部を次のように改正する。

平成29年2月10日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上 山 義 彦

本則第3項中「第23条」を「第20条第1項」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。